

# 相続よもやま話

## 第1話：相続法制の見直し（その1）

弁護士 梶 三郎

### 第1 はじめに

平成25年9月に、最高裁判所において嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた規定が憲法に違反すると決定が出されました。この決定を契機として、民法の改正がなされたのですが、法律案を国会に提出するにあたり、様々な改正が社会に及ぼす影響に対する懸念や配偶者保護の観点から相続法制の見直しの必要性が問題提起されました。

これを受けて法務省では、ワーキングチームを設置し、相続法制についての検討を重ねています。そこで、本稿では、非嫡出子の相続分についての民法改正と見直しを検討されている「配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者の居住権を法律上保護するための

措置」について概要をお話します。

### 第2 平成25年9月4日最高裁大法廷 違憲決定・非嫡出子の法定相続分

#### 1 改正前

##### （相談例）

私（A）の父（B）が本年（平成27年）に亡くなりました。遺言はありません。私の母（C）は、父とは婚姻関係がありませんでしたが、私は認知されています。父には、婚姻関係にあるDがおり、父とDの間には、嫡出子であるEがいます。父の相続財産は、3600万円ですが、私の法定相続分はどのようになるのでしょうか。

相続人	法定相続分	財産取得額
A	1/6	600万円
C	0	0円
D	1/2	1800万円
E	2/6	1200万円

相談例のような婚外子のAさんのことを非嫡出子といいます。非嫡出子の法定相続分ですが、平成25年9月4日の最高裁大法廷違憲決定が出るまでは、民法900条4号ただし書きにおいて「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とすると規定されていました。

そうすると、相談例では法定相続分のもと各相続人の相続財産取得額は次の通りでした。

#### 2 違憲判断の内容と改正法の概要

以上のような、非嫡出子の法定相続分について、平成25年9月4日最高裁大法廷決定では、「本件規定（民法900条4号ただし書き）は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである」と判断しました。

この決定を受けて、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、民法900条4号ただし書きのうち、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めた部分が削除され、嫡出子と非嫡出子の相続分を同じにしました。この改正法は、公布の日に行なわれましたが、経過措置として改正後の規定は、平成25年9月5日以降に開始した相続について適用され

ることとなりました。

なお、同決定では、決定の事実上の拘束性と法的安定性という法に内在する普遍的な要請との調和から、「本決定の違憲判断は、…本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である」と判断しています。

したがって、最高裁判所による違憲判断の先例としての事実上の拘束力により、平成13年7月1日以後に開始した相続のうち、すでに遺産分割が終了しているなど確定的なものとなった法律関係を除いては、嫡出子と被嫡出子の相続分が同等なものとして扱われこととなります。

3 相談例への回答

相続人	法定相続分	財産取得額
A	1/4	900万円
C	0	0円
D	1/2	1800万円
E	1/4	900万円

相談例では、平成27年に被相続人であるBが亡くなっていますので、当然改正法が適用され、相続分は先のようになります。

第3 被相続人の配偶者の居住権の保護

1 事例

次に、現在相続法制において検討課題となっている被相続人の配偶者の居住権の保護について考えてみましょう。

(相談例)  
私(E)は、現在70歳です。私の夫であるFが、平成27年11月に亡くなりました。私は、夫名義の家に住んでいます。遺言はありません。法定相続人は、私の他に息子(G)と娘(H)がいます。私は、これからもこの家に住み続けたいのですが、子供たちは家を売却することを主張しています。

2 問題の所在

本件のように、配偶者の一方(被相続人)が死亡した場合には、被相続人と長期間にわたり婚姻関係を継続してきた他方の配偶者は、それまで居住してきた建

物に引き続き居住を希望することが通常です。特に、相続人である他方の配偶者が高齢者であるような場合には、それまで住み慣れた居住建物から離れて新しく生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となります。高齢化社会の到来が問題となっている近時においては、このような配偶者の居住権を保護する必要性は高いものと考えられます。

3 判例及びその問題点

以上のような問題に対して、最高裁平成8年12月17日判決(民集50巻10号2778頁)では、「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右同居の相続人との間にあって、被相続人が死亡し相続が開始した後、遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであつて、被相続人が死亡した場合は、この時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相

続人等が貸主となり、右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続することになるものというべきである。」と判示されています。

この判例によれば、判示された要件に該当する限り、相続人である他方の配偶者は、遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権が保護されることとなります。

しかし、この判例法理は、あくまでも当事者間の合理的意図解釈に基づくものであるため、被相続人が明確にこれは異なる意思を表示していた場合等には、配偶者の短期的な居住権すら保護されない事態が生じ得ることとなります。

国民の平均寿命が延びている現代社会においては、被相続人の死亡後、その配偶者が何十年も長期間にわたって生活を継続することも珍しくはありません。

そこで、現在の居住環境での生活を希望する配偶者の居住権を強化するための検討がなされています。

4 現行法下での救済方法の検討

ところで、現行法下では、配偶者が現在の居住環境での生活を希望する場合に

は、①配偶者がその建物の所有権を取得

するか、②その建物の所有権を取得した  
他の相続人との間で賃貸借契約等を締結  
するといった方法が考えられます。しか

し、①の方法によるうとしても、配偶者  
が遺産分割によりその建物所有権を取得  
することが保証されているわけではあり  
ません。例えば、他の相続人の持分を買

い取る必要が生じた場合に高齢の配偶者  
にはそのような資金が用意できないといっ  
た問題が生じます。また、②の方法によ  
る場合には、その建物の所有権を取得す  
る者との間で賃貸借契約等が成立するこ  
とが前提となりますので、契約が成立し  
なければそもそも居住権は確保されない  
こととなります。

## 5 対応策の検討

では、配偶者の居住権を保護するため  
に、問題点を踏まえてどのようなことが  
検討されているのでしょうか。

これについては、遺産分割が終了する  
までの間の短期的な居住を保護するため  
の方策と、遺産分割終了後にも被相続人  
が所有していた建物への居住を継続でき  
るようにするための方策がそれぞれ検討

されています。

(1) 遺産分割が終了するまでの間の短  
期的な居住権の保護

### ア 短期居住権

まず、遺産分割が終了するまでの間の  
短期的な居住を保護するためには、短期  
居住権という権利を設定することが検討  
されています。

具体的には、①配偶者は、被相続人の  
許諾を得て相続開始の時に遺産に属する  
建物に居住していた場合には、遺産分割  
協議又は遺産分割の審判等によって当該  
建物の帰属が確定するまでの間、引き統  
き無償でその建物を使用する権利を取得  
することができる、②①の権利を取得し  
たことよって得た利益については、配偶  
者が遺産分割において取得すべき財産の額  
(具体的相続分額)に含めない、③①に

規定する場合には、被相続人が遺言等で  
配偶者以外の者にその建物を取得させる  
旨を定めていたときであっても、配偶者  
は、一定期間(例えば1年間)は無償で  
その建物を使用することができるというた  
めです。

このような短期居住権の設定が検討さ  
れているのは、前記判例法理に委ねるの

では、事案によっては、短期的な居住権  
の保護として不十分な場合があるからで  
す。

### イ 短期居住権の問題点

配偶者が取得する短期居住権の存続期  
間については、「相続開始時から遺産分  
割が終了するまでの間」とされています  
が、遺産分割に関する協議が長期間に及  
んだ場合には、その間、配偶者が無償で  
遺産である居住建物に住み続けられるこ  
とになるため、他の相続人の利益を不当  
に害することにならないかという問題点  
が指摘されています。そのため、短期居住  
権については、遺産分割協議等が長期化  
した場合の対応(例えば、遺産分割が終  
了していない場合の存続期間について上限  
を設けること)について検討されていま

す。もともと、この点については、遺産分  
割協議に必要な期間が財産の多寡等  
事案によってかなり異なることとなるため、  
存続期間の上限を定めることは困難であ  
り、上限を定める場合には、遺産分割協  
議に通常要する期間や遺産分割事件の審  
理期間等の実態を考慮する必要がある等  
といった指摘がされています。

また、被相続人が相続させる旨の遺言

等によって配偶者以外の者に居住建物を  
取得させる旨を定めていた場合であつて  
も、一定期間は配偶者の居住権を保護す  
ることが想定されていますが、この期間  
をどの程度のものとするかについてもさら  
なる検討が必要であるとされています。

\*その他の問題として、短期居住権が認  
められる場合に、居住建物の公租公課の  
負担をどうするかという問題も検討され  
ています。この点については、他の相続  
人は配偶者が短期居住権を有する間はそ  
の建物の使用、収益及び処分を一切する  
ことができないのに、公租公課だけは負  
担しなければならぬとするのは他の相  
続人に酷な面があることや、使用貸借契  
約においても、固定資産税等の公租公課  
は借主が負担する「通常の必要費」(民  
法第595条第1項)に含まれるものと  
解されていることから、居住する配偶者  
が負担すべきであるとの意見が多数とな  
っています。

(2) 配偶者の居住権を長期的に保護す  
るための方策

### ア 長期居住権

遺産分割終了後にも配偶者が被相続人  
の所有していた建物への居住を継続する

ことができるようにするため、次のような方策を講ずることが検討されています。具体的には、①配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、遺産分割終了後にも配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設し、遺産分割の協議又は審判等において、配偶者にその権利を取得させることができるようにする、②配偶者が①の権利を取得した場合には、配偶者はその財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うこととするというものです。

## イ 長期居住権の問題点

そもそも、長期居住権の法的性質についてどのようなものとするかという議論があります。これについては、居住建物の使用権限を有する法定の債権（法定の賃借権やそれに類似する債権）とする見解や用益物権とする見解があります。

次に、長期居住権を取得した配偶者はその財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うこととする場合、長期居住権の財産的評価をする方法について検討する必要があります。この点については、例えば、配偶者が自己の相続分によって

賃借権類似の権利を取得し、かつ、その存続期間について賃料相当額の前払をしたのと同様の財産的評価をすることが考えられています。

\*その他の問題として様々な問題が指摘されています。

配偶者の法定相続分との関係等についてですが、配偶者は長期居住権の財産的評価額が配偶者の具体的相続分を超える場合でも長期居住権を取得することができます、他の相続人は、長期居住権以外の遺産の中から財産を取得するにとどまるとすべきでないかについて検討されました。

しかし、このような方策によると、その分だけ他の相続人の相続分が減ることになり、特に当該建物以外に見るべき相続財産がないような場合には、相続財産の分配につき他の相続人との間で著しい不均衡が生ずることにもなりかねないといった問題点があるため消極的な意見が多くを占めています。

また、居住建物の固定資産税等の公租公課を誰が負担するのかという問題については、短期居住権と同様の理由で、配偶者が居住建物及びその敷地の固定資産税等を負担すべきであるとの意見が多く

を占めています。

さらに、例えば、遺産分割において、配偶者が終身の長期居住権を取得したが、その後体調が悪化して養護施設に入所する必要が生じた場合のように、遺産分割終了後に事情変更が生じた場合の対応策として、配偶者に長期居住権の処分を認めるべきか否かが検討されました。この点については、居住建物の所有者は建物の使用者がどのような者であるかについて重大な利害関係を有しており、民法上は使用貸借契約及び賃貸借契約のいずれにおいても貸主の承諾を得ずにその権利を譲渡し、又は転貸することはできないこととされていること（民法第594条第2項、第612条第1項）から、配偶者が長期居住権を第三者に処分する場合には、建物所有者の承諾を要件とすべきであるとの意見が出されています。

配偶者が長期居住権の取得を希望した場合には他の相続人に優先してその取得を認めることとすべきか否かについては、配偶者に優先権を認めるべきであるとの意見が多数ですが、他方で、配偶者に優先権を無条件に認めると、居住建物の所有権を取得する相続人の利益との衝突が

問題となります。そこで、優先権を認めるとしてもその範囲を限定すべきであるとの指摘がされています。

## 第4 最後に

最高裁において、平成25年9月嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた規定が憲法に違反するとの決定が出されたことを契機として、様々な現行相続法制の見直しが提起されています。次に機会があれば、本稿で検討できなかった問題点についてもお話ししたいと思います。■

〈著者略歴〉

梶 三郎（仮名）

東京弁護士会

〈取扱い分野〉

現在、企業における様々な法律問題（訴訟、契約問題、労働問題、コンプライアンス等）を中心に取扱いしている。その他、倒産事件、建築紛争、相続・遺言・成年後見等の家事事件などについても多数の経験を有する。